

第144回定時株主総会 株主総会資料（交付書面）

目次

■ 事業報告	1
■ 連結計算書類	20
■ 計算書類	22
■ 監査報告書	24

連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ですが、下記URLにアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。



東レ株式会社ウェブサイト
(https://www.toray.co.jp/ir/stocks/sto_009.html)



事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

「第144回定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

(2) 対処すべき課題

「第144回定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 141 期 2021年度	第 142 期 2022年度	第 143 期 2023年度	第 144 期 (当連結会計年度) 2024年度
売 上 収 益	22,285億円	24,893億円	24,646億円	25,633億円
事 業 利 益	1,321億円	960億円	1,026億円	1,428億円
営 業 利 益	1,006億円	1,090億円	577億円	1,275億円
親会社の所有者に帰属する当期利益	842億円	728億円	219億円	779億円
基本的1株当たり当期利益	52.63円	45.49円	13.67円	48.93円
親会社の所有者に帰属する持分	14,056億円	15,350億円	17,360億円	17,090億円
資 産 合 計	30,439億円	31,940億円	34,665億円	32,926億円

(注) 億円未満を四捨五入して表示しております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東レインターナショナル株式会社	2,040百万円	100.00%	東レグループ製品の輸出・国内販売
蝶理株式会社	6,800百万円	51.25%	繊維製品、化学品等の仕入・販売
東レエンジニアリング株式会社	1,500百万円	100.00%	プラントエンジニアリング、エレクトロニクス関連機器の製造・販売等
Toray Plastics (America), Inc.	238百万米ドル	— (100.00%)	ポリエステルフィルム、ポリプロピレンフィルム、ポリオレフィンフォームの製造・販売
Toray Composite Materials America, Inc.	114百万米ドル	— (100.00%)	炭素繊維および炭素繊維プリプレグの開発・製造・販売
Zoltek Companies, Inc.	344千米ドル	— (100.00%)	Zoltekグループ（炭素繊維の開発・製造・販売）の持株会社
Alcantara S.p.A.	11百万ユーロ	70.00%	人工皮革アルカンターラ®の製造・販売
Thai Toray Synthetics Co., Ltd.	3,078百万バーツ	70.77% (19.24%)	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、樹脂コンパウンド製品、ポリプロピレンフィルムの製造・販売
Toray Plastics (Malaysia) Sdn. Berhad	73百万米ドル	93.85% (6.15%)	A B S 樹脂の製造・販売、P B T 樹脂等の販売
東麗酒伊織染（南通）有限公司	1,054百万人民元	69.43% (15.40%)	合成繊維織物の織布・編立・染色加工・販売
Toray Advanced Materials Korea Inc.	9,446億ウォン	100.00%	ポリエステル繊維、不織布、P P S 樹脂、ポリエステルフィルム、炭素繊維、水処理製品の製造・販売

(注) 出資比率の（ ）内は、当社の子会社の出資比率を外数で表示しております。

(5) 主要な事業内容

下記製品の製造・加工および販売
織

維：ナイロン・ポリエステル・アクリル等の糸・綿・紡績糸および織編物、不織布、人工皮革、アパレル製品等

機能化成品：ナイロン・ABS・PBT・PPS等の樹脂および樹脂成形品、ポリオレフィンフォーム、ポリエステル・ポリエチレン・ポリプロピレン等のフィルムおよびフィルム加工品、合成繊維・プラスチック原料、ファインケミカル、電子情報材料、印写材料等

炭素繊維複合材料：炭素繊維・同複合材料および同成形品等

環境・エンジニアリング：水処理用機能膜および同機器、総合エンジニアリング、マンション、産業機械類、住宅・建築・土木材料等

ライフサイエンス：医薬品、医療機器等

その他の：分析・調査・研究等のサービス関連事業等

(6) 主要な営業所および工場等

① 当社

本社：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

大阪本社：大阪市北区中之島三丁目3番3号

支店：名古屋（愛知県）、北陸（福井県）、九州（福岡県）、東北（宮城県）、中国・四国（広島県）

事業場・工場：滋賀、瀬田（滋賀県）、愛媛、名古屋（愛知県）、東海（愛知県）、愛知、岡崎（愛知県）、三島（静岡県）、千葉、土浦（茨城県）、岐阜、石川、那須（栃木県）

研究所：繊維（静岡県）、フィルム（滋賀県）、化成品（愛知県）、複合材料（愛媛県）、電子情報材料（滋賀県）、地球環境（滋賀県）、医薬（神奈川県）、先端融合（神奈川県）、先端材料（滋賀県）

② 子会社	
東レインターナショナル株式会社	(東京都)
蝶理株式会社	(大阪府)
東レエンジニアリング株式会社	(東京都)
Toray Plastics (America), Inc.	(アメリカ)
Toray Composite Materials America, Inc.	(アメリカ)
Zoltek Companies, Inc.	(アメリカ)
Alcantara S.p.A.	(イタリア)
Thai Toray Synthetics Co., Ltd.	(タイ)
Toray Plastics (Malaysia) Sdn. Berhad	(マレーシア)
東麗酒伊織染(南通)有限公司	(中国)
Toray Advanced Materials Korea Inc.	(韓国)

(7) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
織 維 事 業	19,949名	-619名
機 能 化 成 品 事 業	12,091名	-25名
炭 素 織 維 複 合 材 料 事 業	6,624名	+446名
環 境 ・ エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業	4,774名	+36名
ラ イ フ サ イ エ ン ス 事 業	1,443名	-40名
そ の 他	2,296名	-49名
全 社	737名	+25名
合 計	47,914名	-226名

(8) 主要な借入先

借入先名	借入金残高
株式会社三井住友銀行	147,793百万円
株式会社三菱UFJ銀行	130,288百万円
株式会社日本政策投資銀行	55,000百万円
株式会社国際協力銀行	50,000百万円
株式会社みずほ銀行	36,698百万円

- (注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 上記のほかシンジケートローンとして、133,292百万円の借入金残高があります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,564,534,204株 (自己株式 66,947,199株を除く。)
(3) 当期末株主数 193,583名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	(持株比率)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	246,679千株	(15.77%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	125,375千株	(8.01%)
日本生命保険相互会社	71,212千株	(4.55%)
大樹生命保険株式会社	35,961千株	(2.30%)
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	30,019千株	(1.92%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	27,672千株	(1.77%)
全国共済農業協同組合連合会	26,593千株	(1.70%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505301	26,525千株	(1.70%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505025	26,088千株	(1.67%)
株式会社三井住友銀行	24,022千株	(1.54%)

- (注) 持株比率は、自己株式 (66,947,199株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議の日	2011年7月29日	2012年7月19日	2013年7月26日
新株予約権の数	42個	52個	38個
保有者数	取締役 1名	取締役 1名	取締役 1名
目的となる株式の種類および数	普通株式 42,000株	普通株式 52,000株	普通株式 38,000株
新株予約権の発行価額	513円	394円	546円
行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2011年8月21日から 2041年8月20日まで	2012年8月5日から 2042年8月4日まで	2013年8月11日から 2043年8月10日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議の日	2014年7月23日	2015年7月28日	2016年7月27日
新株予約権の数	64個	42個	67個
保有者数	取締役 3名	取締役 3名	取締役 5名
目的となる株式の種類および数	普通株式 64,000株	普通株式 42,000株	普通株式 67,000株
新株予約権の発行価額	605円	987円	902円
行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2014年8月10日から 2044年8月9日まで	2015年8月23日から 2045年8月22日まで	2016年8月21日から 2046年8月20日まで

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議の日	2017年7月24日	2018年7月25日	2019年7月25日
新株予約権の数	64個	73個	88個
保有者数	取締役 5名	取締役 5名	取締役 5名
目的となる株式の種類および数	普通株式 64,000株	普通株式 73,000株	普通株式 88,000株
新株予約権の発行価額	899円	710円	684円
行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2017年8月20日から 2047年8月19日まで	2018年8月19日から 2048年8月18日まで	2019年8月18日から 2049年8月17日まで

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議の日	2020年7月22日	2021年7月21日	2022年7月21日
新株予約権の数	198個	130個	140個
保有者数	取締役 7名	取締役 7名	取締役 7名
目的となる株式の種類および数	普通株式 198,000株	普通株式 130,000株	普通株式 140,000株
新株予約権の発行価額	421円	686円	685円
行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2020年8月16日から 2050年8月15日まで	2021年8月15日から 2051年8月14日まで	2022年8月21日から 2052年8月20日まで

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議の日	2023年7月20日	2024年7月22日
新株予約権の数	154個	158個
保有者数	取締役 7名	取締役 7名
目的となる株式の種類および数	普通株式 154,000株	普通株式 158,000株
新株予約権の発行価額	677円	648円
行使価額	1円	1円
権利行使期間	2023年8月20日から 2053年8月19日まで	2024年8月18日から 2054年8月17日まで

(注) 社外取締役には新株予約権を交付していません。

(2) 当期中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

	第14回新株予約権
発行決議の日	2024年7月22日
新株予約権の数	403個
交付された者の人数	当社執行役員、フェロー、理事 55名
目的となる株式の種類および数	普通株式 403,000株
新株予約権の発行価額	648円
行使価額	1円
権利行使期間	2024年8月18日から 2054年8月17日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	日 覺 昭 廣	
代表取締役社長	大 矢 光 雄	
社長執行役員		
代表取締役	萩 原 識	法務・コンプライアンス部門（安全保障貿易管理室）・知的財産部門 全般担当 技術センター所長
副社長執行役員		
取締役	安 達 一 行	購買・物流部門全般担当 生産本部長
副社長執行役員		
取締役	首 藤 和 彦	営業全般担当 マーケティング部門全般担当
副社長執行役員		
取締役	恒 川 哲 也	経営企画室長 H S 事業部門統括
専務執行役員		
取締役	岡 本 昌 彦	財務経理部門長
常務執行役員		
社外取締役	伊 藤 邦 雄	
社外取締役	野 依 良 治	高砂香料工業株式会社社外取締役
社外取締役	神 永 晋	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役
社外取締役	二 川 一 男	株式会社カナミックネットワーク社外取締役
社外取締役	原 山 優 子	
監査役	平 林 秀 樹	
監査役	田 中 良 幸	
社外監査役	熊 坂 博 幸	
社外監査役	高 部 眞 規 子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業オブカウンセル
社外監査役	荻 野 浩 三	株式会社SMBC信託銀行特別顧問 株式会社ワールドホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、伊藤邦雄、野依良治、神永晋、二川一男、原山優子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役のうち、伊藤邦雄、野依良治、神永晋、二川一男、原山優子の5氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役のうち、熊坂博幸、高部眞規子、荻野浩三の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 監査役のうち、熊坂博幸、高部眞規子、荻野浩三の3氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ておりません。
5. 監査役熊坂博幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

6. 監査役荻野浩三氏は、長年にわたり銀行において金融業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 下記取締役は、2024年6月25日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
取締役上席執行役員 吉山 高史
8. 2025年4月1日以降、取締役の地位、担当および重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 副社長執行役員	首藤 和彦	営業全般担当 総務・法務・リスクマネジメント部門（安全保障貿易管理室）・マーケティング企画室・支店・HS事業部門全般担当
取 締 役 副社長執行役員	恒川 哲也	知的財産部門全般担当 技術センター所長
取 締 役 常 任 顧 問	萩原 識	技術センター担当
取 締 役 常 任 顧 問	安達 一行	生産本部担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	岡本 昌彦	総務・法務・リスクマネジメント部門長 東京事業場長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に基づき、社外役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、社外役員全員と責任限定契約を締結しており、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および子会社における全ての取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社と子会社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）は以下のとおりです。

(i) 基本方針

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋げるべく、役員の報酬制度を構築する。役員報酬制度の決定方針については、「トップ・マネジメント決定権限」に基づき、法令等が定めるものに加え、重要事項に関する意思決定の権限を取締役に留保する。役員報酬等に関する株主総会への付議内容や重要な社内規程の制定・改正、ならびに各取締役の報酬については、取締役会決議により決定する。また、役員報酬制度のあり方については、「ガバナンス委員会」が継続的にレビューする。

(ii) 報酬構成・水準

社内取締役の報酬は、その役割を踏まえ、定額である基本報酬、ならびに業績連動報酬として、各事業年度の連結業績等を勘案した賞与および中長期的な業績に連動する株式報酬型ストックオプションで構成する。社外取締役の報酬は、その役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。報酬水準については、外部第三者機関による役員報酬に関する他社水準調査結果等も参考に、優秀な人材を確保でき、業績向上に向けた士気向上が図られるようにする。また、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合についても、上記他社水準調査結果や「ガバナンス委員会」等でのレビューを踏まえ、適宜見直しを図る。

(iii) 基本報酬

基本報酬は、株主総会において報酬総枠の限度額を決議する。株主総会への付議内容は、「ガバナンス委員会」が答申し、取締役会が決議する。各取締役の基本報酬は、その範囲内において、「ガバナンス委員会」が取締役に答申して取締役会が決議する。基本報酬は月例の固定報酬とする。

(iv) 賞与

賞与は、株主総会において支給の可否ならびに支給総額を決議する。株主総会への付議内容は、当社のグローバルな事業運営の結果を最もよく表す各事業年度の連結事業利益等に過去実績等を加味し、「ガバナンス委員会」が答申し、取締役会が決議する。各社内取締役の賞与は、「ガバナンス委員会」が取締役に答申して取締役会が決議する。賞与は毎年、一定の時期に支給する。

(v) 株式報酬型ストックオプション

株式報酬型ストックオプションは、株主総会において社内取締役に対して付与する新株予約権の総数の上限ならびに報酬総枠の限度額を決議する。株主総会への付議内容は、「ガバナンス委員会」が答申し、取締役会が決議する。各社内取締役への割当個数は、その範囲内において、「ガバナンス委員会」が取締役に答申して取締役会が決議した基準

に基づき、取締役会が決議する。各社内取締役の報酬基礎額および各社内取締役が割当てを受ける新株予約権の払込金額に相当する報酬の額は、「ガバナンス委員会」が取締役会に答申して取締役会が決議する。株式報酬型ストックオプションは毎年、一定の時期に支給する。

(vi) その他

第130回定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給が決議され、当該総会終結時に在任していた社内取締役に対し、当該総会終結時までの在任期間を対象とし、退職慰労金を打切り支給することとしている。各社内取締役の退職慰労金は、第130回定時株主総会後の取締役会決議に基づき決定する。退職慰労金は各社内取締役の退任時に支給する。

決定方針は、「ガバナンス委員会」での審議を経て、2021年2月9日開催の取締役会の決議により決定し、また、2022年3月28日開催の取締役会の決議により改定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、そのあり方について「ガバナンス委員会」が継続的にレビューを行い、その結果を踏まえて取締役会に答申して取締役会が決議することから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役報酬は、その役割を踏まえ、定額である基本報酬のみで構成しております。報酬水準については、外部第三者機関による役員報酬に関する他社水準調査結果等も参考に、優秀な人材を確保できるようにしております。基本報酬は、株主総会において報酬総枠の限度額を決議しております。各監査役の基本報酬は、その範囲内において、監査役協議により一定の基準に基づき決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(i) 取締役の基本報酬

- ・決議年月日：2022年6月23日（第141回定時株主総会）
- ・決議内容：取締役の報酬額を月額5,000万円以内（うち社外取締役700万円以内）とする。

なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

- ・決議時点の対象取締役数：12名（うち社外取締役4名）

(ii) 監査役の基本報酬

- ・決議年月日：2019年6月25日（第138回定時株主総会）
- ・決議内容：監査役の報酬額を月額1,100万円以内とする。
- ・決議時点の対象監査役数：5名

- (iii) 取締役の株式報酬型ストックオプション
- ・決議年月日：2011年6月24日（第130回定時株主総会）
 - ・決議内容：取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権付与に関する報酬は年額3億円、新株予約権の総数は年間1,200個を上限として設定する。
 - ・決議時点の対象取締役数：28名
- (iv) 取締役、監査役の退職慰労金打切り支給
- ・決議年月日：2011年6月24日（第130回定時株主総会）
 - ・決議内容：取締役、監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴い、本総会終結時までの在任期間を対象とし、退職慰労金を打切り支給する。支給時期は各取締役、監査役の退任時とする。
 - ・決議時点の対象取締役数：23名、決議時点の対象監査役数：2名

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	非金銭報酬 株式報酬型 ストック オプション	
取締役 (うち社外取締役)	796百万円 (75百万円)	548百万円 (75百万円)	143百万円 (-)	105百万円 (-)	13名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	115百万円 (36百万円)	115百万円 (36百万円)	- (-)	- (-)	5名 (3名)

- (注) 1. 取締役の員数には、当期に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役に支給する賞与は、第144回定時株主総会において決議予定の額になります。
賞与は、当期の連結事業利益等に過去実績等を加味し算定しており、当期を含む連結事業利益の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (3) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 取締役に付与する株式報酬型ストックオプションに関し、当期を含む株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行価額の推移は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項 (1) 当期末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の概要」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	野依良治	高砂香料工業株式会社	社外取締役
	神永 晋	SKグローバルアドバイザーズ株式会社	代表取締役
	二川 一男	株式会社カナミックネットワーク	社外取締役
社外監査役	高部 眞規子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業	オブカウンセル
	荻野 浩三	株式会社 SMBC 信託銀行 株式会社ワールドホールディングス	特別顧問 社外取締役

(注) 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	伊藤 邦雄	当期開催の取締役会14回全てに出席し、会計学・経営学に関する研究活動の経験などにに基づき、専門的見地から適宜発言を行っております。また、任意の委員会「ガバナンス委員会」の委員長を務め、経営陣幹部の選解任に関わる基本方針等の指名・報酬に関する事項および取締役会の実効性向上への発言を通じて、ガバナンスの向上に努めております。
	野依良治	当期開催の取締役会14回全てに出席し、有機合成化学に関する研究活動の経験などにに基づき、学術的・技術的視点などから適宜発言を行っております。また、任意の委員会「ガバナンス委員会」の委員を務め、経営陣幹部の選解任に関わる基本方針等の指名・報酬に関する事項および取締役会の実効性向上への発言を通じて、ガバナンスの向上に努めております。
	神永 晋	当期開催の取締役会14回全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験に加え、国際性と他社の社外取締役としての知見に基づき、適宜発言を行っております。また、任意の委員会「ガバナンス委員会」の委員を務め、経営陣幹部の選解任に関わる基本方針等の指名・報酬に関する事項および取締役会の実効性向上への発言を通じて、ガバナンスの向上に努めております。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	二川 一 男	当期開催の取締役会14回全てに出席し、行政官としての豊富な経験と知識・深い専門性に基づき、適宜発言を行っております。また、任意の委員会「ガバナンス委員会」の委員を務め、経営陣幹部の選解任に関わる基本方針等の指名・報酬に関する事項および取締役会の実効性向上への発言を通じて、ガバナンスの向上に努めております。
	原山 優 子	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席し、大学教授としての豊富な経験と高度な専門的知識に加え、科学技術・イノベーション政策に携わることで培われた知見に基づき、適宜発言を行っております。また、任意の委員会「ガバナンス委員会」の委員を務め、経営陣幹部の選解任に関わる基本方針等の指名・報酬に関する事項および取締役会の実効性向上への発言を通じて、ガバナンスの向上に努めております。
社外監査役	熊坂 博 幸	当期開催の取締役会14回全てに、監査役会11回全てに出席するとともに、工場および関係会社の監査にも参加し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
	高部 眞規子	当期開催の取締役会14回全てに、監査役会11回全てに出席するとともに、工場および関係会社の監査にも参加し、必要に応じ、主に法律家としての専門的見地から発言を行っております。
	荻野 浩 三	当期開催の取締役会14回全てに、監査役会11回全てに出席するとともに、工場および関係会社の監査にも参加し、必要に応じ、経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額 | 309百万円 |
| ② 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 533百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、蝶理株式会社、Toray Plastics (America), Inc.、Toray Composite Materials America, Inc.、Zoltek Companies, Inc.、Alcantara S.p.A.、Thai Toray Synthetics Co., Ltd.、Toray Plastics (Malaysia) Sdn. Berhad、東麗酒伊織染（南通）有限公司、Toray Advanced Materials Korea Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、当社子会社の決算に関する合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した内部統制システムに関する基本方針、および基本方針に基づいて当期に行った主な活動（「運用状況の概要」）は以下のとおりです。

〔基本方針の決議内容〕

当社は、東レ理念を具現化するために、組織の構築、規程の制定、情報の伝達、および業務執行のモニタリングを適切に行う体制として、以下の基本方針に従って内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図る。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

〔基本方針の決議内容〕

- ① 企業倫理・法令遵守を推進するため、全社委員会のひとつとして「倫理・コンプライアンス委員会」を設けるほか、専任組織の設置など必要な社内の体制を整備する。
- ② 取締役および使用人が遵守すべき具体的な行動基準として「倫理・コンプライアンス行動規範」を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- ③ 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。
- ④ 法令遵守の最重要事項のひとつである安全保障貿易管理について、規程を制定し、専任組織を設置する。

〔運用状況の概要〕

- ① 当期は取締役会を14回開催するとともに、「倫理・コンプライアンス委員会」を2回開催しました。
- ② 「倫理・コンプライアンス規程」に基づき、不正の早期発見に努め、不祥事について調査、原因・責任究明および事案解決を行い、再発防止策を実施しています。
- ③ 東レグループ各社および全ての取締役および使用人が遵守すべき行動基準として（i）安全・環境、（ii）品質、（iii）人権、（iv）公正な企業活動、（v）知的財産権、（vi）情報のコンプライアンスに関する具体的な行動規範（遵守事項・禁止事項）を「倫理・コンプライアンス行動規範」に定めています。
- ④ 内部通報については、全て定められた手続きに従って処理しています。
- ⑤ 取引相手が反社会的勢力ではないことの確認を行います。また、反社会的勢力でないことや、反社会的勢力であった場合の契約解除などについて、必要に応じて文書で取り交わしています。
- ⑥ 安全保障貿易管理の専任部署として「安全保障貿易管理室」を設置しています。また全社委員会のひとつとして「安全保障貿易管理委員会」があり、当期は1回開催し、活動実績の確認と取り組み課題の審議を行いました。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔基本方針の決議内容〕

- ① 「トップ・マネジメント決定権限」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項および社長、本部長等に委任される事項を規定する。
- ② 取締役会または社長が決定する重要事項について、協議機関として「経営会議」を設置し、方針の審議、ないし実行の審議を行う。

〔運用状況の概要〕

- ① 当期は2024年6月に「トップ・マネジメント決定権限」を一部改正しました。
- ② 当期は「経営会議」を23回開催しました。

(3) 取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

〔基本方針の決議内容〕

- ① 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、規程を整備し、適切に保存・管理する。

〔運用状況の概要〕

- ① 全社規程として「秘密情報管理規程」を制定しているほか、本部・部門・事業場・工場ごとに秘密情報管理基準を定めており、定期的に教育・周知徹底を行っています。
- ② 半年に一度の情報セキュリティ委員会実施時に秘密情報および個人情報の管理状況を確認しています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

〔基本方針の決議内容〕

- ① 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減および危機発生 of 未然防止に努めるため、全社委員会のひとつとして「リスクマネジメント委員会」を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。
- ② 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

〔運用状況の概要〕

- ① 全社規程として「リスクマネジメント規程」を制定しています。また、当期は全社委員会のひとつである「リスクマネジメント委員会」を1回開催しました。
- ② 財務報告に係る内部統制は有効である旨の内部統制報告書を2024年6月に提出しました。

(5) 子会社における業務の適正を確保するための体制

〔基本方針の決議内容〕

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、重要な経営情報の当社への定期的な報告に関する規程を定めるほか、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的開催する。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を規程により定める。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「倫理・コンプライアンス行動規範」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。同時に、子会社に対し、それぞれの所在国における法令やビジネス慣習、事業形態等を勘案した行動規範やガイドライン等の制定を求める。また、子会社の取締役等および使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備することを指導する。

〔運用状況の概要〕

- ① 子会社の重要な経営情報の報告に関する規程として「国内関係会社支援管理基準」「海外関係会社支援管理基準」を制定しています。当期中にそれぞれ一部改正を実施しました。また、経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議として、当期は「国内関係会社会議」を1回開催したほか、海外関係会社については各地域会議を適宜開催しました。
- ② 子会社における「リスクマネジメント規程」を制定し、子会社におけるリスク低減活動を推進しています。
- ③ 上場子会社を除く子会社の業務執行に関して当社が決定権限を留保する範囲を「国内関係会社留保権限運営要領」および「海外関係会社業務執行基準」に定めています。上場子会社各社とは、グループ運営におけるリスク管理の一環として「グループ経営に関する契約書」を締結しています。
- ④ (1)の運用状況の概要②および③項に記載の事項については、所在国における法令やビジネス慣習などを勘案しながら、子会社に対しても適用・周知を行っています。また、グループ全体から重大不正を含む内部通報を受け付ける「企業倫理・法令遵守ヘルプライン」を設置しています。

(6) 監査役への報告に関する体制およびその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

〔基本方針の決議内容〕

- ① 当社グループの取締役等、使用人および子会社の監査役は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
- ② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ③ 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨を規程に定め、子会社に対し、同様の規程を制定するよう指導する。

〔運用状況の概要〕

- ① 監査役とのミーティングや監査役による監査の際、職務の執行に関する報告を行うなど、監査役からの要請に応じた対応を行いました。
- ② 内部通報制度の担当部署は、適宜監査役に報告しているほか、定期的な報告も行っています。
- ③ 公益通報者保護法を踏まえ、「統一労働協約」「中央労働協約」「就業規則」において、不利益取り扱いの禁止を定めています。また、子会社に対して、所在国の法令などを勘案しながら、同様の規程を制定するよう指導しています。

(7) 監査役職務の執行について生じる費用・債務の処理方針に関する事項

〔基本方針の決議内容〕

- ① 監査役職務の執行について生じる費用等を支弁する。

〔運用状況の概要〕

- ① 監査役職務の執行について生じる費用等を支弁しています。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

〔基本方針の決議内容〕

- ① 監査役求めがある場合、職務を補助すべき専任の使用人を置く。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。

〔運用状況の概要〕

- ① 監査役職務を補助する直属のスタッフ組織として、「監査役室」を設置しています。

(9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

〔基本方針の決議内容〕

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。
- ② 監査役は、取締役や経営陣とのミーティング、事業場・工場や子会社への往査を定期的実施する。

〔運用状況の概要〕

- ① 当期は監査役が取締役会14回の全て、「経営会議」23回の全てに出席しました。
- ② 当期は2024年7月に監査役会が決定した監査方針・監査計画に基づいて、取締役、本部長・部門長、部長とのミーティングを実施したほか、事業場・工場や国内外の子会社の監査を実施しました。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(百万円未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産)		(負債)	
流動資産	1,461,988	流動負債	857,530
現金及び現金同等物	237,295	営業債務及びその他の債務	315,896
営業債権及びその他の債権	605,967	社債及び借入金	367,089
棚卸資産	520,505	リース負債	10,952
その他の金融資産	17,227	その他の金融負債	11,569
その他の流動資産	66,051	未払法人所得税	39,823
売却目的で保有する資産	14,943	その他の流動負債	112,201
非流動資産	1,830,609	非流動負債	614,495
有形固定資産	1,109,588	社債及び借入金	432,468
使用権資産	53,914	リース負債	32,150
のれん	94,643	その他の金融負債	4,183
無形資産	99,299	繰延税金負債	51,115
持分法で会計処理されている投資	216,714	退職給付に係る負債	80,254
その他の金融資産	154,653	その他の非流動負債	14,325
繰延税金資産	25,162	負債合計	1,472,025
退職給付に係る資産	59,888	(資本)	
その他の非流動資産	16,748	親会社の所有者に帰属する持分	1,708,984
		資本金	147,873
		資本剰余金	120,562
		利益剰余金	1,170,508
		自己株式	△57,240
		その他の資本の構成要素	327,281
		非支配持分	111,588
		資本合計	1,820,572
資産合計	3,292,597	負債及び資本合計	3,292,597

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入)

科 目	金 額
	百万円
売上収益	2,563,280
売上原価	△2,057,385
売上総利益	505,895
販売費及び一般管理費	△366,106
その他の収益	11,507
その他の費用	△23,843
営業利益	127,453
金融収益	11,092
金融費用	△21,906
持分法による投資損失	△2,351
税引前当期利益	114,288
法人所得税費用	△27,615
当期利益	86,673
当期利益の帰属	
親会社の所有者	77,911
非支配持分	8,762
当期利益	86,673

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(百万円未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	352,791	流動負債	295,691
現金及び預金	30,463	支払手形	8,047
受取手形	9,325	買掛金	51,456
売掛金	149,177	1年内返済予定の長期借入金	30,192
製品	55,037	1年内償還予定の社債	40,000
仕掛品	27,019	未払金	33,420
原材料及び貯蔵品	27,824	未払費用	16,970
前払費用	2,509	未払法人税等	27,600
短期貸付金	37,860	預り金	70,417
未収入金	13,724	賞与引当金	10,098
その他	7,797	役員賞与引当金	143
貸倒引当金	△7,944	製品保証引当金	2,094
		その他	5,253
固定資産	1,215,563	固定負債	450,700
有形固定資産	248,350	社債	150,000
建物	85,185	長期借入金	228,100
構築物	14,543	退職給付引当金	60,560
機械及び装置	73,315	債務保証損失引当金	6,179
車両運搬具	155	関係会社事業損失引当金	70
工具、器具及び備品	7,662	その他	5,792
土地	26,451		
建設仮勘定	41,039	負債合計	746,391
無形固定資産	11,345	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,776	株主資本	773,304
その他	8,569	資本金	147,873
投資その他の資産	955,869	資本剰余金	136,779
投資有価証券	98,318	資本準備金	136,727
関係会社株式	702,784	その他資本剰余金	52
関係会社出資金	117,945	利益剰余金	545,315
繰延税金資産	4,629	利益準備金	24,234
前払年金費用	27,688	その他利益剰余金	521,081
その他	4,504	圧縮記帳積立金	11,707
		別途積立金	112,000
		繰越利益剰余金	397,374
		自己株式	△56,663
		評価・換算差額等	46,630
		その他有価証券評価差額金	46,612
		繰延ヘッジ損益	17
		新株予約権	2,029
資産合計	1,568,354	純資産合計	821,963
		負債純資産合計	1,568,354

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入)

科 目	金 額
売上高	651,714
売上原価	507,573
売上総利益	144,140
販売費及び一般管理費	124,827
営業利益	19,313
営業外収益	82,106
受取利息及び配当金	79,460
雑収入	2,646
営業外費用	4,568
支払利息	2,476
雑損失	2,092
経常利益	96,851
特別利益	89,566
有形固定資産売却益	3,364
投資有価証券売却益	86,202
特別損失	14,470
有形固定資産処分損	5,435
減損損失	2,232
投資有価証券評価損	198
関係会社事業損失	6,536
その他	68
税引前当期純利益	171,947
法人税、住民税及び事業税	28,813
法人税等調整額	△856
当期純利益	143,991

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

東レ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	剣 持 宣 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 尾 稔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 村 信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	重 松 良 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東レ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、東レ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

東レ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	剣 持 宣 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 尾 稔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 村 信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	重 松 良 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東レ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業（工）場に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

東レ株式会社 監査役会

常勤監査役	平 林 秀 樹	Ⓔ
常勤監査役	田 中 良 幸	Ⓔ
社外監査役	熊 坂 博 幸	Ⓔ
社外監査役	高 部 眞 規 子	Ⓔ
社外監査役	荻 野 浩 三	Ⓔ

以 上



FSC® 認証用紙に揮発性有機化合物の発生が少ない植物油インキを使用して、アルカリ性現像液やイソプロピルアルコールを含む湿し水が不要な、「東レ水なし平版」で印刷しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。